

保総発第0324002号

平成20年3月24日

各 都道府県 老人保健主管部（局）長 殿  
指定都市

厚生労働省保険局総務課長

### 障害認定に係る事務の取扱いについて

標記については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第328号。以下「令」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「規則」という。）において必要な諸規定の整備が図られたところであるが、その取扱いは下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）等に周知徹底を図り、その適正な取扱いを期されたい。

#### 記

##### 1 障害認定の申請

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第50条第2号の規定による広域連合の認定（以下「障害認定」という。）を受けようとする者は、障害認定申請書に、令別表に掲げる障害の状態にあることを明らかにすることができる国民年金証書、身体障害者手帳その他の書類を添えて広域連合に申請しなければならないこと。
- (2) 広域連合は、申請者が令別表に掲げる障害の状態にあることを公簿等によって確認することができるときは、国民年金証書等の添付を省略させることができること。
- (3) (1)の申請をした者は、いつでも、将来に向かってその申請を撤回できること。

##### 2 障害認定の方法

障害認定は、次により行うものとする。

- (1) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金、障害年金又は老齢福祉年金の受給権者については、原則として国民年金証書により、令別表に該当する障害の状態にあることを確認の上、認定するものであること。
- (2) (1)により認定することができない者については、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は「療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）」の別紙療育手帳制度要綱（以下単に「療育手帳制度要綱」という。）に基づく療育手帳により、令別表に該当する障害の状態にあることを確認の上、認定するものとする。この場合、その障害の程度が次のいずれかに該当すると認められる者は、障害認定を行って差し支えないこと。
- ア 身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号）の1級から3級までのいずれかに該当する者
  - イ 同表4級の音声機能又は言語機能の障害に該当する者
  - ウ 同表4級のうち、下肢障害の1号、3号又は4号のいずれかに該当する者
  - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級の1級又は2級に該当する者
  - オ 療育手帳制度要綱第4の2の（2）の規定による記載に係る障害の程度が重度に該当する者
- なお、ウについては、身体障害者障害程度等級表4級の下肢障害の1号、3号又は4号のいずれかに該当していることを福祉事務所長に照会の上、認定すること。ただし、身体障害者手帳の記載又は外見上から前記各号の一に該当することが明らかな場合にあつてはこの限りでないこと。
- (3) 次の表の左欄に掲げる法令の別表のうち、次の表の右欄に掲げる等級の障害の認定を受けている者であつて、障害年金証書等により、令別表に該当する障害の状態にあることが確認できるものは、障害認定を行って差し支えないこと。

<現行法で適用されるもの>

国民年金法施行令別表	}	1、2級
国家公務員共済組合法施行令別表第1 地方公務員等共済組合法施行令別表第1 私立学校教職員共済法（第25条により国家公務員共済組合法を準用）		
労働者災害補償保険法施行規則別表第1	}	1～4級

船員保険法施行令別表第1 国家公務員災害補償法別表 地方公務員災害補償法別表	1～4級
--	------

<法令としては廃止されたが経過措置等の適用があるもの>

(60年年金法改正関係)

旧厚生年金保険法別表第1 旧船員保険法別表第4(職務外の事由による障害に係る部分に限る。) 旧国家公務員共済組合法別表第3 旧公共企業体職員等共済組合法別表第4 旧地方公務員等共済組合法別表第3 旧私立学校教職員共済組合法(第25条により国家公務員共済組合法を準用) 旧農林漁業団体職員共済組合法別表第2 旧船員保険法別表第4(職務上の事由による障害に係る部分に限る。)	1、2級       1～4級
--	--------------------------------------

(その他)

旧農林漁業団体職員共済組合法施行令別表第1	1、2級
-----------------------	------

(4) 以上の方法により障害の程度を確認することができない者については、医師の診断により個別に認定することとし、診断及び認定は、国民年金法における障害認定の例によって行うこととする。

この場合において、広域連合は、あらかじめ都道府県知事に協議するものとする。

都道府県知事は、広域連合から協議があったときは、国民年金法の例にならない審査の上、認定の可否を判断し、広域連合に通知するものとする。

(5) 広域連合は、障害認定をするに当たり、令別表に該当するものの、その状態が永続するものと認めることが困難であるときは、国民年金法の例にならない有期認定を行うものであること。

なお、有期認定の期間は、障害認定を受ける者の症状に応じ、概ね2年間を目安として設定するとともに、その期限が到来する前に、対象者に対してあらかじめ障害認定の申請を行うよう教示するなど適切な措置をとられたいこと。

### 3 被保険者証への記載又は申請却下

(1) 広域連合は、障害認定を行った場合には、その者に交付される被保険者証に保険者番号、被保険者番号、住所、氏名及び生年月日、一部負担金の割合、資格取得年月日、発効期日、交付年月日、有効期限並びに保険者名等の必要

な事項を記載すること。

- (2) 障害認定の申請をした者について、審査の結果、令別表の障害状態に該当しないものとして却下する場合には、その内容、理由を記載した文書をもって通知すること。

#### 4 障害状態不該当の届出及び資格喪失日について

- (1) 障害認定を受けている者が、令別表に掲げる障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに、被保険者証の番号、氏名、令別表に掲げる障害の状態に該当しなくなった旨及びその年月日を届出なければならないこととされている。
- (2) 障害認定を受けている者が、令別表に掲げる障害の状態に該当しなくなったときは、その該当しなくなった日の翌日から後期高齢者医療の被保険者資格を喪失すること。

#### 5 その他

- (1) 障害認定を受けた者に係る後期高齢者医療給付は、認定を受けた日から行うこととなるので、認定の事務は迅速に行うよう配慮すること。
- (2) 障害認定を受けている者が、広域連合から転出する場合は、当該広域連合は障害認定を行っている旨の証明書を発行することとし、転入のあった広域連合においては、その証明書により認定手続を行って差し支えないこと。
- (3) 障害認定を受けた者については、それまで加入していた医療保険の保険者に対し、その資格を喪失した旨の届出を行わなければならない。これに伴い、広域連合においても障害認定を受けた者に対し保険者に対する届出を行うよう指導する等の配慮を払われたいこと。
- (4) 障害認定を受けている者が、1の(3)の撤回を行ったときは、その申請を撤回した日の翌日から後期高齢者医療の被保険者資格を喪失すること。
- (5) 障害認定を受けている者が、1の(3)の撤回等により後期高齢者医療の被保険者資格を喪失したときは、新たに加入することとなる医療保険の保険者に対し、資格を取得した旨の届出を行わなければならない。これに伴い、広域連合においても障害認定を受けていた者に対し、保険者に対する届出を行うよう指導するとともに、被用者保険に加入される方に資格を喪失した旨の証明書を発行する等の配慮を払われたいこと。

#### 6 経過措置

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第37条第2項の規定により、同法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条第1項第2号の規定による市町村長の認定は広域連合から受けた認定とみなすこととなるため、老人保健法の規定による障害認定を受けている者は、新たに広域連合に障害認定の申請を行う必要

はないこと。

なお、有期認定者に係る認定の終期も同様であること。